

# 税金



## 納税はまちづくりの第一歩

市では、市民の皆さんが豊かで健康な暮らしができるように、社会福祉の充実、保健・医療体制の整備充実、道路や下水道の整備など、住みよいまちづくりを進めています。そのためには、たくさんの資金が必要となりますが、その主要な財源は皆さんに納めていただいている市税によってまかなわれています。

### 1 納期限内に納めましょう

市税や国民健康保険税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めない人がいると、すでに納めていただいた人との公平を欠くばかりでなく、市の健全な財政運営の妨げにもなります。納期限内に納めていない人に延滞金がかかるのは、こうした理由によります。

### 2 公平を期して滞納者には処分を

税負担の公平と税収の確保のために、滞納者には財産（不動産、預貯金など）の差し押さえや公売など、法に基づいた滞納処分をすることになります。

### 3 納税は便利な口座振替で

納税は、確実に便利な口座振替をおすすめします。手続きは預金通帳と通帳印を持って金融機関または、市役所税務課で手続きをしてください。

### 4 自宅でも納税できます

eL-QR（地方税統一QRコード）が付いた市税の納付書は、ペイアプリ決済・クレジットカード決済等による納付が可能です。利用できるペイアプリやクレジットカードのブランド、その他支払い方法や手数料は「地方税お支払サイト」をご覧ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 市・県民税

問 総務部税務課 ☎026-248-9001

個人の市・県民税は、地域社会の維持発展に必要な経費を、住民がその能力に応じて分担し合う性格を持つ税金です。市・県民税は、前年1年間の所得に応じて課される所得割と、市民の皆さんに広く平等に負担していただく均等割の合算により課税されます。

### 納税義務者

個人市民税は、その年の1月1日に市内に住所があり、前年に所得があった人に課税されます。

また、住所がなくても市内に家や事務所・事業所がある方については、均等割が課税されます。

納税義務者	均等割	所得割
市内に住所がある方	○	○
市内に住所はないが、市内に家や事務所・事業所を持っている方	○	×

### 計算方法

市・県民税は、広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて課される所得割との合算額によります。

#### ● 均等割額

均等割額は、皆さんに広く均等に負担していただくものです。

個人市民税	個人県民税
3,500円（2023年度）	2,000円※（2023年度）

※個人県民税には、「長野県森林づくり県民税」500円が含まれます。

※2024年度からは個人市民税3,000円、個人県民税1,500円となり、併せて森林環境税（国税）1,000円が課税されます。

#### ● 所得割額

所得割の税額は、一般的に次のような方法で計算されます。

収入金額－必要経費＝所得金額

（所得金額－所得控除額）×税率－税額控除＝所得割額

個人市民税の税率	個人県民税の税率
6%	4%

## 広告

税理士事務所 P105 C-3

幅広い内容にご対応いたします

### 中島修一税理士事務所

節税対策はもとより資産形成・事業承継・相続対策まで、皆さまのよきパートナーとして寄り添っていきたくと考えております。

■須坂市上中町175-1  
■TEL:026-245-3539 ■FAX:026-245-3966  
■営業時間/9:00~17:30 ■定休日/土曜、日曜、祝日  
■関東信越税理士会所属



P あり

税理士事務所 P115 F-1

お気軽にご相談下さい

### 倉石浩芳税理士事務所

「税金のことや会計のこと？」  
「あっ！そうだと会計事務所に行ってみよう。」



■須坂市墨坂4-11-9  
■TEL:026-245-7228 ■FAX:026-246-8876  
■営業時間/8:45~17:15 ■定休日/土曜、日曜、祝日  
■E-mail:kaikai8730@orange.plala.or.jp  
■関東信越税理士会所属

## 非課税になる方

以下に該当する方については非課税となります。

所得割も均等割もかからない方	○生活保護法による生活扶助を受けている方 ○障がい者、未成年者、寡婦・ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
均等割がかからない方	○前年の合計所得金額が次の金額以下の方 ●控除対象配偶者・扶養親族のいない方 合計所得金額 ≤ 28万円 + 10万円 ●控除対象配偶者・扶養親族のいる方 合計所得金額 ≤ 28万円 × {(控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 1} + 10万円 + 16.8万円
所得割がかからない方	○前年の総所得金額等が次の金額以下の方 ●控除対象配偶者・扶養親族のいない方 総所得金額等 ≤ 35万円 + 10万円 ●控除対象配偶者・扶養親族のいる方 総所得金額等 ≤ 35万円 × {(控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 1} + 10万円 + 32万円 ○所得控除の合計金額が総所得金額等を上回る方

## 市・県民税の申告

1月1日（賦課期日）現在、市内に住所がある方は、その年の3月15日までに、前年（1月から12月まで）の収入を申告します。ただし、次の方は申告の必要がありません（控除の追加・変更などがない場合）。

- 前年の所得が公的年金所得のみの方
- 所得税の確定申告をした方
- 前年の所得が給与所得のみで、年末調整をした給与支払報告書が勤務先から市役所へ提出されている方

### ●納税方法

個人市民税の納税方法には、普通徴収、給与特別徴収、年金特別徴収の3通りがあります。

区分	納税方法
普通徴収	市役所から納税通知書が交付され、通常6月（第1期）、8月（第2期）、10月（第3期）、翌年1月（第4期）の4回の納期に分けて個人で納税する方法
給与特別徴収	給与支払者が市役所から通知された徴収税額を給与所得者の毎月の給与から天引きし、6月から翌年5月までの12回に分けて納税する方法
年金特別徴収	年金保険者が市役所から通知された徴収税額を年金所得者の年金から支給時に天引きして納税する方法 ○特別徴収開始年度 ●上半期（6月・8月）は、対象税額の4分の1ずつを普通徴収で納めていただき、下半期（10月・12月・翌年2月）は対象税額の6分の1ずつを年金から天引きします。 ○翌年度以降 ●上半期（4月・6月・8月）は、前年度の年金分年税額の6分の1ずつを年金から天引きします（仮徴収）。 ●下半期（10月・12月・2月）は、対象税額から上半期に天引きされた額を引いた残りの額の3分の1ずつを年金から天引きします（本徴収）。

※複数の徴収方法を併用して納付する場合があります。

## 固定資産税

問 総務部税務課 ☎026-248-9001

固定資産税とは、1月1日（賦課期日）現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を納める税金です。

## 都市計画税

都市計画税とは、都市計画事業などに充てるための目的税で都市計画法による市街化区域内に所在する土地や家屋を1月1日（賦課期日）現在、所有している方が、その価格をもとに算定された税額を納める税金です。

## 固定資産の対象

土地	田、畑、宅地、池沼、山林、原野その他の土地
家屋	住家、店舗、工場、倉庫、物置その他の家屋
償却資産	土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械および装置、運搬具、工具器具および備品など）

## 固定資産の価格

固定資産の価格（評価額）は、総務大臣が定めた固定資産評価基準により評価、決定され、固定資産課税台帳に登録されます。償却資産については、取得価格を基礎として、減価を考慮し価格を決定します。

土地と家屋は3年ごとに評価替えを行います。

## 課税標準額

課税標準額は、原則として評価額になります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、負担調整措置が適用される場合は、課税標準額が評価額より低くなる場合があります。

## 税額の計算

税額 = 課税標準額 × 税率

※税率は、固定資産税が1.4%、都市計画税が0.2%

## 広告

税務・会計 P103 E-3

各種税務申告 & 税務相談

### 黒岩文雄税理士事務所

個人、企業の税務、会計業務をサポート致します。相続税の対策、手続きもお気軽にご相談ください。

■須坂市南横町1637 ツインエースビル 2F 10号室  
■TEL:026-246-6200  
■FAX:026-246-6201  
■関東信越税理士会長野支部所属

あり

税理士事務所 P115 D-1

暮らしの税のパートナー

### 植木税務会計事務所

税理士 植木正雄  
税理士 植木達也

法人・個人・相続・譲渡等の相談、申告手續についてお悩みごとがございましたらお気軽に当事務所までご相談ください。

■須坂市大字米持302-1 日建ビル2F（入口:コンパスクウォーク様裏側）  
■TEL:026-245-5585 ■FAX:026-217-3858  
■URL:https://uekizeimu.com ■関東信越税理士会所属

あり

## ■免税点

須坂市に同一所有者が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には固定資産税は課税されません。

- 土地…30万円
- 家屋…20万円
- 償却資産…150万円

## ■家屋を取り壊した方

家屋を取り壊したにも関わらず、届出をしなかった場合、翌年以降も固定資産税が課税される場合がありますので、忘れずに届出をしてください。

## ■所有者移転の手続き

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、1月1日現在の登記簿上の所有者へ発送します。

売買や贈与などにより、土地や家屋を譲り渡した場合はすみやかに法務局で登記の手続きをお願いします。なお、未登記家屋で所有者が変わった方は税務課資産税係まで届出をしてください。

## ■各種市税に関する証明書

☎総務部税務課 ☎026-248-9001

証明書	金額	説明
所得・課税証明書	1件 300円	1月1日現在須坂市に住民票がある方について、その年の前年の所得と市県民税の税額を証明するものです。非課税の方は非課税の証明として発行できます。1月2日以降に他市区町村へ転出をされ、現在は須坂市にお住まいでない方でも1月1日須坂市に住民票があった場合は須坂市で発行できますので、ご確認ください。
納税証明書	1件 300円	市税の納税についての証明書です。課税額・納付額・未納額（納期到来分・未到来分）が税目ごとに記載されています。
完納証明書	1件 300円	請求日時点での須坂市税等について、滞納がないことの証明です。税目や金額の記載はありません。
評価証明書	1件 300円	1月1日現在固定資産課税台帳に登録のある固定資産の評価額を証明するものです。
公課証明書	1件 300円	1月1日現在固定資産課税台帳に登録のある固定資産の税額を証明するものです。
資産証明書	1件 300円	1月1日現在固定資産課税台帳に登録されている固定資産の証明です。地目ごと（家屋の種類ごと）に面積・筆数（棟数）・評価額が記載されています。地目（家屋の種類）ごとの証明で地番の表示はありません。
営業証明書	1件 300円	法人・個人からの届出に基づき、市内事業所に関する事項を証明するものです。
住宅家屋証明書	1件 1,300円	家屋の登記の際、登録免許税の軽減をうけるための証明です。一定の要件を満たす家屋について特例（軽減）の適用があります。
課税台帳記載事項証明書	1通 300円	記載内容は名寄帳と同様。1筆1棟ごとに証明が可能です。
評価額通知書（地方税法第422条の3の通知書）	無料	登記手数料算定のために、法務局に評価額を通知するものです。
課税台帳（名寄帳）	1義務者 300円	所有者ごとの固定資産の一覧です（資産の確認、相続、確定申告資料）。
土地図面（公図）	A3 1枚 300円	土地評価に用いる土地図面です。あくまでも課税資料ですので、境界立会いなどには法務局の公図を使用してください。
軽自動車税納税証明書	無料	車検用の納税証明書です。

※各種証明書など請求の際に、本人確認を実施しております。運転免許証などの本人確認できる書類の提示をお願いします。  
 ※郵便などで交付請求する場合は、本人確認書類のコピーの添付、手数料、切手貼付した返信封筒が必要です。お問い合わせください。  
 ※「所得・課税証明書」は、マイナンバーカードを使いコンビニ交付サービスで取得できます（本人分・最新年度のみ）

## ■広告

税理士事務所

P108 C-4

税務相談はお気軽に！

## ■小林会計事務所

皆さまに信頼される身近なパートナーとして、税務・会計を全力でサポート致します。

- 須坂市高畑町4300
- TEL:026-248-1182
- FAX:026-248-2519
- E-mail:spvn7uv9@car.ocn.ne.jp
- 関東信越税理士会所属

■Pあり

## ●提示していただく本人確認書類

次の①のうちから1点、または②のうちから2点以上をご提示ください。

①	②
<input type="checkbox"/> 個人番号カード(顔写真付き) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他官公署が発行した顔写真付きの免許証や資格証明書など	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 診察券 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> その他(通常本人しか持ち得ないもの)

交付申請の手続きの際にははんこをお持ちください。

なお、本人または同一世帯(住民登録)のご親族の方以外が請求にみえる場合は委任状が必要となります。

須坂市から転出した場合、本人以外は委任状または現在同一世帯である証明書(世帯全員の住民票など)が必要です。

各種証明書の請求用紙・委任状は、それぞれ市ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

## 軽自動車税(種別割)

問 総務部税務課 ☎026-248-9001

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、軽自動車などを所有されている方に課税されます。納期は、5月1日から5月31日までとなります。

軽自動車税の対象となる車両と税額は次のとおりです。

車両	排気量・用途	税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超から90cc以下	2,000円
	90cc超から125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪	125cc超から250cc以下	3,600円
二輪小型	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	(農耕用)	2,400円
	(農耕用以外)	5,900円

車種区分	税率(年税額)		
	平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の新車	登録から13年経過した車両
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円
四輪貨物	家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円

※4月2日以降に廃車された場合は、その年度の税金は課税となります。また、4月2日以降に取得された場合には、翌年度から課税されます。

## 軽自動車税の納税証明書(車検用)

車検時の軽自動車税(種別割)の納税確認は電子化(軽JNKs)されており、納税証明書の提示を省略することができます。ただし、二輪の小型自動車(排気量250cc超)については、従来どおり納税証明書が必要です。

納税証明書が必要な場合は、税務課の窓口において交付請求してください。

## 原動機付自転車および小型特殊自動車の登録・廃車手続き

問 総務部税務課 ☎026-248-9001

### 登録手続き

原動機付自転車および小型特殊自動車を所有した日から15日以内に手続きをしてください。

手続きに必要なものは次のとおりです。

#### ●新しく購入した場合

- ①軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(窓口にある・市ホームページからダウンロード可)
- ②届出者の身分証明書
- ③販売証明書またはグッドライダー防犯登録票(販売店発行のもの・標識交付申請書に直接記入可)

#### ●譲り受けた場合

- ①軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(窓口にある・市ホームページからダウンロード可)
- ②譲渡証明書(標識交付申請書に直接記入可)
- ③前所有者の廃車済証明書

※証明書などが無い場合は、車台番号の石刷りが必要になります。その他登録の際には、車名、排気量、型式認定番号(小型特殊自動車の場合)が必要になりますので、ご確認ください。

#### ④届出者の身分証明書

※公道を走行せず、ご自分の敷地内で使用する小型特殊自動車(農耕トラクター、スピードスプレーヤ、フォークリフトなど)でも、税金の対象となり登録手続きの必要があります。

## 廃車手続き

原動機付自転車および小型特殊自動車の廃車手続きは30日以内に行ってください。

手続きに必要なものは次のとおりです。

### ●ナンバープレートがある場合

- ①軽自動車税廃車申告書兼標識返納書  
(窓口にあります・ホームページよりダウンロード可)
- ②届出者の身分証明書
- ③ナンバープレート
- ④標識交付証明書

### ●ナンバープレートが盗難・紛失等によりない場合

- ①軽自動車税廃車申告書兼標識返納書  
(窓口にあります・ホームページよりダウンロード可)
- ②届出者の身分証明書
- ③標識紛失申告書 (窓口にあります)

※盗難の場合は警察に盗難届を提出した際の届出年月日、受理番号が必要になります。控えてきていただくようお願いいたします。

## 市税の減免

問 総務部税務課 ☎026-248-9001

災害などの被害により納付が困難な場合や障害者手帳をお持ちの場合は、須坂市市税条例の定めるところにより税額の減免を受けることができます。下記に該当する方は必要書類などを持参のうえ、お早めに税務課にご相談ください。

なお、納期限が過ぎた分の税額および納付済みの税額は減免の対象となりませんのでご注意ください。

### ●個人市民税の減免対象者

- 生活保護法の規定による保護を受ける方
- 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった方、またはこれに準ずると認められる方
- 学生および生徒
- 天災その他特別の事情がある方

### ●法人市民税の減免対象者

- 収益事業をしていない認可地縁団体
- 収益事業をしていない公益社団法人・公益財団法人
- 収益事業をしていない特定非営利活動法人

### ●固定資産税・都市計画税の減免対象者

- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方の所有する固定資産
- 公益のために直接専用する固定資産 (有料で使用されるものを除く。)
- 市の全部または一部にわたる災害により著しく価格を減じた固定資産

### ●軽自動車税(種別割)の減免対象者

- 身体に障がいのある方などが所有している場合
- 身体障がい者等の利用に供するために改造されている場合
- 公益のために直接専用されている場合
- 公的医療機関が所有する救急自動車またはへき地巡回診療のため使用する軽自動車
- 天災その他特別の事情がある方、または貧困により生活のため公私の扶助を受ける方

## 広告

税理士事務所

P108 C-3

税のご相談はお気軽に!

## 竹内健康税理士事務所

税務・会計業務・経営相談・相続対策など、ご相談を承ります。

- 須坂市北旭ヶ丘3580-10
- TEL:026-245-5455
- FAX:026-248-5186
- 関東信越税理士会所属

Pあり